

子どもの運動不足解消のための運動機会創出プラン
アクティブ・チャイルド・プログラム（ACP）を活用した運動遊び促進事業
都道府県体育・スポーツ協会委託事業 実施要項

1. 目的

公益財団法人日本スポーツ協会(以下「当協会」という。)は、「アクティブ・チャイルド・プログラム（ACP）を活用した運動遊び促進事業」の実施により、新型コロナウイルスの感染リスクに備えた、全国の学校に対する一斉の臨時休業と、全国的なスポーツイベントの中止に起因する、子どもの運動不足による体力の低下を解消することを目指し、当協会が推進するアクティブ・チャイルド・プログラム（ACP）を活用し、運動遊びを促進することによって、運動不足の子どもたちのスポーツ活動へのスムーズな復帰を可能とすると共に、日常的にスポーツを行う場を持たない子どもたちが、身体を動かすことの楽しさを体験する機会を提供するため、その事業の一部を都道府県体育・スポーツ協会に委託する。

2. 委託内容

子ども（幼児・小学生）を主な対象とした ACP を取り入れたイベントの開催

3. 委託先

都道府県体育・スポーツ協会

4. 委託期間

令和 2 年 7 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日

5. 実施方法

委託を受けた都道府県体育・スポーツ協会は、地域行政と連携のもと、市区町村スポーツ少年団や都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等と協力の上、イベントを開催する。

6. 委託手続

- (1) 委託を希望する都道府県体育・スポーツ協会は、令和 2 年 8 月 31 日までに実施計画書を当協会へ提出すること。
- (2) 当協会は、提出された実施計画書を当協会総務部企画調整課において審査し、適切であると認めた場合、当協会と都道府県体育・スポーツ協会において、委託契約を締結する。
- (3) 実施状況により、2 次募集を実施する場合がある。

7. 委託経費

- (1) 当協会は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費を委託費として支出する。なお委託費は、謝金、旅費、借損料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費、一般管理費に支弁することができる。
- (2) 当協会にて実施計画書の精査を行い、適正と認めた場合、委託契約を締結のうえ、当協会は都道府県体育・スポーツ協会へ委託費を交付する
- (3) 都道府県体育・スポーツ協会は契約締結及び支払を行う場合には、別に定める基準に基づき、経費の効率的な使用に努めること。
- (4) 都道府県体育・スポーツ協会は契約締結後、事業の実施過程において、実施計画書について変更する必要があるときは、速やかに当協会に報告し、その指示を受けるものとする。
- (5) 都道府県体育・スポーツ協会は、委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から 5 年間保存する。本事業に対し、会計検査院による検査が実施される場合がある。

- (6) 当協会は、都道府県体育・スポーツ協会が当該委託要項、委託契約書又は経理処理要項に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めるときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

8. 委託金の交付

当協会は、都道府県体育・スポーツ協会からの実施計画書に基づき、都道府県体育・スポーツ協会と業務委託契約を締結し、当協会は都道府県体育・スポーツ協会へ委託金全額を交付する。

9. 事業完了(廃止等)の報告

- (1) 都道府県体育・スポーツ協会は、本事業が完了したとき、廃止又は中止(以下、「廃止等」という。)の承認を受けたときは、令和3年1月15日(金)までに事業報告書を当協会に提出するものとする。
- (2) 当協会は、事業の成果普及等のため、上記(1)で定める事業報告書のほか、事業における取組について事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。

10. 委託費の額の確定

- (1) 当協会は、上記8(1)により提出された事業報告書類について、検査及び必要に応じて現地検査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、受託都道府県体育・スポーツ協会に対して通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、事業に要した実支出額又は委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 上記(1)の確定額が交付済額に満たない場合、都道府県体育・スポーツ協会は、確定額と交付済額の差額を当協会へ返納しなければならない。

11. その他

- (1) 当協会は、都道府県体育・スポーツ協会による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 当協会は、委託業務の実施に当たり、都道府県体育・スポーツ協会の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 当協会は、必要に応じ、この実施事業及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 本事業の実施に伴い発生した著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。)については、原則として当協会に帰属させるものとする。ただし、これに拠らない場合は、別途当協会と協議すること。
- (5) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別に定める。